

避難行動要支援者登録制度について

避難指示等が出るような大規模な災害が発生したときに、自身の障がいや病状などの理由により、自力で避難することが困難である方が、事前に情報を登録していただくことで、災害時の地域活動に活かしていく制度です。

【ご承知ください】

登録された情報を関係機関等
提供することについて、あらかじめご同
意いただきます。

(関係機関等)

市の関係部署、警察署、消防署、
社会福祉協議会、民生児童委員、
町内会（区）、自主防災組織等

【ご理解ください】

この制度は、災害時に備え、自力で
避難が困難な方の情報を関係機関で
共有し、普段からの地域における見守
り活動や防災意識を高めることによ
って、少しでも災害時の被害を減らそ
うとするものです。

1. 登録対象者

対象となる方は、①～③の条件をすべて満たし、④～⑨のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 御坊市において自宅で生活している。
- ② 関係機関への情報提供に同意する。
- ③ 災害時に自力で避難行動をとることが困難である。

上記の条件を満たさない場合は、対象となりません。

- ④ 75 歳以上の高齢者だけで構成された世帯の方
- ⑤ 介護保険の要支援又は要介護認定を受けている方
- ⑥ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている方
- ⑦ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑨ 特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

※ 上記以外の理由で登録を希望される方は、下記の問い合わせ先にご相談
ください。

2. 登録方法

登録を希望する方は、登録申請書に必要事項を記入し、
健康福祉課へご提出ください。

申請書は 1 人につき 1 枚です。ご家族の中で対象者が
2 人の場合は、別々にご記入ください。



〈問い合わせ・提出先〉

〒644-8686 御坊市 350-2 御坊市役所健康長寿課（2 階）
(TEL) 0738-23-5851 (FAX) 0738-24-2390